

○厚生労働省訓第12号

(部内一般)

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月8日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和8年4月8日から施行する。